

中世三河国普門寺領四至再考

服部 光真

はじめに

中世地域社会における仏教や寺院の位相を考えるにあたって、山寺（山林寺院、山岳寺院）の存在が注目されている。考古学的調査が各地で進展し^①、文献史学の側からも行場、聖地などとして世俗地域社会との断絶した側面に視点が限定されがちだった山寺について、里、山麓村落との密接な関連を有して成り立っていたことが明らかにされつつある^②。

とりわけそうした視角から研究が進展している事例に三河国普門寺がある。

三河国普門寺は、三遠国境にまたがる弓張山系（湖西連峰）の南端、船形山に位置する。神龜四年（七二七）に行基が開創したと伝えられるが、豊橋市教育委員会により行われた発掘調査では、「元々堂址」と呼ばれる平場から一〇世紀代からの遺物が採集され、「元堂址」と呼ばれる平場から一二世紀の遺物が出土しており、以後本格展開していくことが明らかにされている。「元々堂址」を中心とする古代山寺から発展し、中世には「元堂址」（東谷）、「元々堂址」（西谷）の二大拠点を中心に船形山山腹に坊院群とみられる平場が展開していたものとみられている^③。

文献史料では、永曆二年（一一六一）僧永意起請木札など、一二世紀代からの多彩な関連史料があり、中世普門寺

の成立過程が明らかにされている。上川通夫氏は、一二世紀中葉に中世的イエを形成した地元貴顕による自覚的な新しい地域づくり（地縁村落の形成）の中で普門寺が設定され、僧伽の原理による地域的結集が図られたと推定している。⁽⁴⁾ その動向は、地域民衆による地縁社会形成という歴史課題への自覚的な思想表現として、曲折ある日本中世仏教の地域社会への定着過程の一段階に位置づけられるのである。また筆者ら愛知県立大学中世史研究会は、山麓村落の雲谷、岩崎を対象として、関連文献調査、古地名・伝承等の確認調査を行った。そして、山麓村落が中世を通じて普門寺「境内」と認識され、普門寺が開発や生産活動の面でも膝下村落と無関係でなかったことを明らかにしている。⁽⁵⁾

これらは、山寺と中世地域社会との密接な関係を探る研究として重要だが、中世普門寺の成立基盤たる山麓地域社会の実態についてはなお不明確な部分が多い。とりわけその範囲については普門寺近隣の複数村落が想定されているが、それに関わる同時代の史料を欠いており具体的には不明確なままである。

しかし、時代はやや下るが仁治三年（一二四二）普門寺四至注文写はその重要な手掛かりとなる。本史料は何らかの訴訟を契機として寺領四至を再確認するために作成されたとみられ、原本は残っていないが、正中二年（一三二二）木札写を始めとする写本が作成されて、重要証文として伝えられてきたものである。後に掲げられるように寺領四至として詳細な地名が記されているが、現在では失われた地名も多く、その示す範囲は明らかではなかった。かつて筆者らは、古地名の聞き取りや関連する近世文書調査によりいくつかの故地を突き止め、その復原の概略を示した。⁽⁶⁾ その段階では必ずしも結論を意図せず、地元で聞き取ることができた伝承や古地名等の現時点での記録を第一に努め、その上で予察として復原想定案を提示した。しかし、その後の文献調査の進展によっていくつかの新知見が得られ、想定していた概略復原図についても修正する必要があるが出てきた。

本稿では、改めて仁治三年普門寺領四至注文を取り上げ、その範囲復原によって、中世普門寺の成立基盤となった地域社会の具体相、およびその特質について論じたい。

第一章 仁治三年普門寺四至注文写の諸本

仁治三年（一二四二）普門寺四至注文の原本は現存していないが、写本として正中二年（一三三五）木札写^①、応安元年（一三六八）紙本写^⑧、近世の紙本写^⑨が知られている。従来、応安元年紙本写のみが知られていた段階では、文書の信憑性が問われていた^⑩。『鎌倉遺文』でも「三河国普門寺四方指写」と名付けられて収録されているが^⑪、海老沢衷氏によると、『鎌倉遺文』で「四方指」と名付けられた文書は扱いの難しい文書が多く、偽文書の可能性がありうるという^⑫。後述するように、応安元年紙本写はスリケンにより文字の改変がなされ、仁治三年の干支の誤りがあり、しかも内容上も寺領の範域を主張するものであるから、この写本のみしか知られていなかった段階では妥当性のある判断であったといえる。しかし、応安元年紙本写が底本とした正中二年木札写が見出されたことで、本文書の示す内容が鎌倉期に遡ることは確実となった。改めて諸本の検討、考察を行う必要性が生じているのである。

まずは判明している正中二年木札写の全文を掲げる。なお【B】【C】部分に関しては応安元年紙本写により補い、欠失部分を囲んで示した。【D】部分は応安元年紙本写の付記である。応安元年紙本写は【A】部分を欠いている。

- 【A】 権僧正化積 □□
 勝之嶺及 □□^{（附之）}
 被仰下旨 □□
 実朝二位 □□
 無益令知行 □□^{（之）}
 衆徒等極榮 □□

戒断堂令田舎 □

諸堂諸坊无 □

船形桐岡院 □

雖企訴詔不咤 □

至此時纔境 □

御判此宮殿 □

帳是茂一処 □

【B】

船形山普門寺 梧岡院 并坂本雲谷・同

岩崎之郷、余郷余郡或他国 仁混境之事、

一東 葉 鍋山嶺筋 於限、末 葉 長櫃之尾、梅田沢、境川 於限也、

一南 葉 赤池 与梨 小野之堤、毘沙門塚、円尾塚、落合、

樹池、平五郎塚 与梨 細路 在、猿馬場、大丸尾塚 与梨 嶺 於限也、

一西 葉 傍尔之尾、曲松、唐沢、剥塚、九橋、

鎮衛之松原、小柿之渡流 与梨、

一北 葉 霜降岩之北、大沢 於限也、

如レ件、

仁治三年 壬戌 正月廿八日

和尙 別当權僧正覚忠判

【C】

右後々将来証文、鼠敵奮迅之用心、聊宮殿之内写レ之、

正中二 丑三月 八日

和尙權大僧都覚弁

【D】

件之旨、桐岡院之宮殿壁板之裏 仁被注問、憲不レ得見、今度依レ記瑞 一七箇日排御戸 於、以其次 於後

代為_レ令_レ知粗写_レ之、若在_三時一山滅亡之剋_一^{〔在〕}者、密開_三宮殿_於猶証_レ拋可_レ見乎、不_レ然_レ者、聊余_レ不_レ可_レ開_レ之歟、且守_レ此状_レ而宜_レ令_三知行_一者也、尚以山上山下之捷、寺中僧侶之制記等、宮殿壁之面_仁被_三注置_一之、聞、不_レ及_三重写_一歟、而院合_而不_レ違_三彼壁書_於、堅可_レ戒_三法式_一者也、仍為_三後代_レ龜鏡_一、重記置_レ旨如_レ件、

元 応安□年戊申五月廿七日

權律師 永長

阿闍梨 弘尊

僧 都 覺齋

正中二年木札写は、本尊聖観音像の宮殿壁板に記されていたもので、一九九八年頃の宮殿修理の際に見出された。下部は欠損し、全文を知ることではできないが、従来知られていた応安元年紙本写には無い【A】部分が付されている。化積による中興、尊勝峯などの山内霊場の由緒など、後に戦国期に成立する『普門寺縁起』^{〔13〕}にも記されるような中興伝承から書き起こされ、次いで「被仰下」「実朝二位」等の文言があり、鎌倉時代初期に幕府からの安堵を受けていたことを述べているものとみられる。この頃の安堵状等は現存していないが、永享四年（一四三二）四月二十六日「御前落居記録」^{〔14〕}で船形寺（普門寺）が近隣武士の疋田氏と雲谷等の三名をめぐって争った際に、「文治四年九月十五日御寄進状」が証文の一つとして挙げられており、それと何らかの関連を持つかもしれない。【A】部分後半には「訴訟」「境」などとあり、領域の境目をめぐる何らかの訴訟が契機となり、普門寺四至を再確認する必要から、本文書が作成されたのであろう。本史料を分析するに際しては、こうした作成目的、史料性格を気に留めておく必要がある。

【B】部分は多くを応安三年紙本写に拠らざるを得ないが、事書に始まり、一つ書きで東西南北の四至地名が詳細に記される。事書によれば、雲谷郷、岩崎郷を中心として「余郷余郡或他国」に一部及んでいたという。その具体的な領域を示すと思われる四至地名の比定が本稿の課題であり、章を改めて詳細に論じる。

年月日は、正中二年木札では「仁治三年^{壬辰}□□」とあるが、応安元年紙本写では「仁治三年^{癸卯}」と改変されている。仁治三年の干支は壬寅なので、応安元年紙本写での干支の誤りが偽文書と判断される根拠となっていたが、もとの正中二年木札写では正しく記されていた可能性がある。署判も、応安元年紙本写では、「和尚権大僧都覚忠」の「和尚」は「別当」の文字が擦り消された後に重ね書きされている。これらの改変の理由は定かではない。応安元年写本には、朱書きで文字や送り仮名などが加筆されているが、おそらくは後世にわたって寺領の重要証文として日常的に参照されるなかで、考証が行われ、解釈の便宜から注記が付されたことがあったのであろう。

【C】部分は、正中二年木札写作成の際に付け加えられた部分である。後々将来にわたる重要証文であることが既に認識され、鼠害を恐れて宮殿内の壁板に書写された旨が記される。年月日は、正中二年木札写では「正中二^{乙丑}三月八日」などとして表記が改変されている。

応安元年紙本写作成の際に付加された【D】部分によれば、正中二年木札写は桐岡院の宮殿壁板の内に記されているため披見することができなかったが、奇瑞により一七日開帳があり、その序でに粗ら写したものだという。そして、一山滅亡の時には宮殿内の壁書を参照するべきだが、そうでないときには開けることを禁じ、さらに、四至注文以外にも「山上山下掟・寺中僧侶之制記」等の重要文書が宮殿壁板に記されており、それを重ねて写すことを禁じるとともに、普門寺の二大拠点、桐岡院と船形寺の両院が合わせてこの法式を遵守するべき旨が記される。追記部分【D】は、重要文書管理に関わって一山衆徒に示された新たな置文とみることができる。

「山上山下掟・寺中僧侶之制記」には四至注文とともに発見された永暦二年（一一六一）僧永意起請などが含まれ、『普門寺縁起』に「代々輪旨、院宣、武家代々御判形等、奉納置宮殿者也」と記されるように、先に触れた「文治四年九月十五日御寄進状」などの重要文書も同じく宮殿内に保管されていたのであろう。「山上山下掟」のような山麓集落を含むとみられる掟の存在は、上川氏が想定するような中世成立期の普門寺のあり方を考える上で示唆的である。

こうした桐岡院、船形寺の両院を含む一山全体に関わる重要文書が、桐岡院の宮殿壁板に記され、事実上は桐岡院に管理されていたことは、当時の両院の関係性にも関わるであろう。考古学の成果を踏まえて、岩原剛氏は、中世に創出された桐岡院が古代山寺から発展した船形寺に対して優位で、山内組織を収斂していくことを指摘しているが、¹⁵⁾こうした重要書類の管理を桐岡院が担い、新たな置文を制定している事実からもそのことが裏付けられる。実際に、**【D】**部分置文の署判者の一人、阿闍梨弘尊は暦応元年（一三三八）三界万靈木牌に桐岡院の僧として見え、三界万靈供養の中心人物であった。¹⁶⁾一四世紀段階では桐岡院が一山を主導していたとみられる。

天文三年（一五三四）成立の『普門寺縁起』によれば、源頼朝が参詣した際、風に吹かれてきた桐の葉に¹⁷⁾の形の虫喰が炳然とあったという奇端によって幕の紋に賜わり、後にそれに因んで後鳥羽院より「梧桐岡院」の院号が下されたという。公武権力との政治的結びつきの由緒を背景に寺領四至の安堵を確保していかなければならなかった普門寺にとっては、重要文書が源頼朝や後鳥羽院に所縁の桐岡院宮殿内に守られていること自体に、世俗的権威に通じる現実的な意味があったのであろう。

重要証文が本尊宮殿壁板に記されて管理されたのは、本尊の靈力による守護等への期待、それに発する秘匿性、神秘性を帯びさせる意図などもあっただろうが、一方で他ならぬ桐岡院の本尊宮殿であった背景にはこうした現実的な判断もあったものとみられる。

近世紙本写は、伝来は不明ながら、現雲谷町在住の普門寺檀家の方のお宅から見出された。**【B】**部分と**【C】**部分の一行目まで写されており、後欠である。

近世紙本写の最大の特徴は、漢字に振り仮名が付されている点である。「大丸尾塚」、「円尾塚」の「塚」に「ど」「ツカ」、「小柿之渡流」の「流」に「ろ」「ル」とそれぞれ二種の振り仮名が付けられており、当時すでに読み方が分からなくなっていた可能性もある。普門寺四至注文は、地域の地名が多く登場するゆえに、地域の歴史、普門寺領たる地域の由緒を知る手掛かりとして、そうした考証が行われたのであろう。

近世紙本写の底本は、【A】部分を欠いていることから、応安元年紙本写とみられる。延宝七年（一六七九）に当時の住持昶深が永暦二年僧永意起請などを書写している例もあるが、正中二年木札写等の本尊宮殿安置の重書は近世に至っても日常的には参照が困難であったということであろう。近世の普門寺本尊聖観音の開帳は三十年余に一度とされていた¹⁷⁾。正中二年木札写の非公開性、聖性と、応安元年紙本写の公開性、日常性は近世にも継承されていたのである。

以上のように、普門寺四至注文写は、本尊宮殿壁板への書写という中世寺院における文書管理に関わる重要な事例であり、諸本の作成背景からは、各時期固有の寺僧集団や地域住人らの事情、文書の機能がうかがえる。訴訟を契機としているとはいえ、鎌倉初期に遡る公武権力の安堵状などの関連文書と有機的な連関をもつて作成されていたと思われる、一定の信憑性は認められると思われる。そこに記された寺領四至は鎌倉期初頭に安堵されたものを継承していたのであろう。そうして確定された寺領の前提には、平安末期の中世普門寺成立の基盤となった地域社会の実態があったものと思われる。次に、ここに記された四至の地名の比定により、当時の普門寺領の領域復原を試みる。

第二章 鎌倉期普門寺領四至の復原

一部前稿「鎌倉期の普門寺領」と重複する部分もあるが、以下、仁治三年（一二四二）普門寺四至注文写の記載順に従い、それぞれの地名の比定を試みる。その比定地は図一に示した。

①雲谷之郷

普門寺が所在する豊橋市雲谷町、近世雲谷村を故地とする、船形山の南麓村落である。南方に位置する元和七年（一六二二）成立の中原村、南西に位置する貞享年間（一六八四～一六八八）成立という大脇新田などの村域も中世



図一 中世普門寺領四至地名比定図

明治24年正式二万分之一地形図「石巻山」「二川」に加筆した。

雲谷の一部であったとみられる。

現段階では本史料を初見とするが、雲谷村は中世普門寺の主要な基盤の一つで、その成立は一二世紀には遡るものと想定される。本史料では「坂本」、すなわち普門寺山麓膝下村落であることが意識的に記されている。

その後、永享四年(一四三二) 御前落居記録¹⁸⁾に所見がある。事書に「疋田彦三郎長利与三参河国渥美郡高足郷船形寺雑掌相論境内雲谷・手洗・山寺三名事」とあるように、北麓の膝下村落である手洗などとともに、船形寺(普門寺)と幕府奉公衆一族の疋田氏との間で相論が起きており、その際、高足郷雲谷名などと表記されていた。所領関係が複雑で判然としないが、雲谷郷は国衙領高足郷の一部が普門寺領として割かれて成立したものとみられ、特に疋田氏のような高足郷惣郷支配権を主張する側からは「高足郷雲谷名」などと位置付けられていたのかもしれない。この相論では、船形寺のみならず疋田氏や幕府も雲谷等を船形寺の「境内」と表現しており、認識の上では船形寺と雲谷は一体のものとして把握されていた。結局、幕府は「文治四年九月十五日御寄進状」を重視し、船形寺の知行を認めている。

その後、文明九年(一四七七)の雲谷町鹿島神社所蔵棟札銘で「雲谷郷」、天文三年(一五三四)『普門寺縁起²⁰⁾』では「雲之谷村」などとしてみえる。前者も雲谷郷の「村人等」を願主として造営事業が行われており、雲谷村は中世後期には実質的な生活単位として顕在化している。

②岩崎之郷

豊橋市岩崎町の周辺、近世上岩崎村・下岩崎村を故地とする、船形山の北麓村落である。本史料を初見とし、雲谷郷と同じく「坂本」と記され、普門寺山麓膝下村落と位置付けられている。雲谷郷と並ぶ中世普門寺の主要な基盤の一つであり、その中世村落としての成立は一二世紀に遡るものと想定される。

建武三年(一三三六)から応永四年(一三九七)まで、岩崎郷は結城氏の所領として確認できる。²¹⁾すなわち、後醍

嗣天皇より結城宗広に「備中国荏原・草間両条」などの散在所領の替地として与えられた三河国渥美郡内諸郷の一つとしてみえる。この諸郷のうちには、先に雲谷もその一部であったとして触れた高足郷も含まれており、普門寺の南北山麓の両郷がこのときまでに結城氏領に数えられていることとなる。他の諸郷のうち、「牟呂・草間郷」はもともと得宗領であったとい⁽²²⁾、鎌倉期以来、武家領主による郡郷支配が普門寺領周辺に及びつつあったようである。訴訟を契機するとみられる仁治三年四至注文写の作成背景にも通じる。

『普門寺縁起』に、普門寺中興の化積上人が鞍を安置し神祝して鞍掛明神とし、その地を岩崎郷と名付け、その地の氏神としたとの記述があり、普門寺との強い結びつきが主張されている。中世末期に至るまで普門寺の主要基盤と認識されていたことは間違いない。

一六世紀半ば頃より西方の台地が開発され始め、延宝三年（一六七五）に下岩崎村が分村独立した。弘治から永禄期にかけて普門寺領を離れている。⁽²³⁾

③東の四至

「東 鍋山嶺筋^{於限}、末葉長櫃之尾、梅田沢・境川^{於限也}」とあり、「鍋山嶺筋」、「長櫃之尾」、「梅田沢」、「境川」の地名が検出される。普門寺の東方は三遠の国境で、弓張山系（湖西連峰）南端部から梅田川の辺りに相当する。

「鍋山」は雲谷町内、普門寺周辺の小字「ナベ山下」、「ナベ山」などとして地名が残る。「鍋山」と呼ばれる山自体は現在ないが、弓張山系南端部に属する雲谷町東境の山々のうちのいずれかの山を指したのである。

「長櫃之尾」は現在その名を残していない。但しその名称から、「鍋山」からの尾根筋の続きで、尾根の先端部を指したものと推測される。

「梅田沢」「境川」は、現在、三遠国境付近を流れる梅田川、境川に相当するのであろう。梅田川は、雲谷より南東へ一度、現在の県境を大きく越えて梅田（静岡県湖西市）に入り、しばらく梅田地内を南流した後、西に流れを変え

て県境を再び越えて三河に戻る。梅田川が西に流れを変えた辺りで、遠州灘方面から現県境を北流してきた境川が合流する。梅田川と境川の合流点より南方、普門寺領東の四至の最南端部は、境川を境としたのであろう。

④南の四至

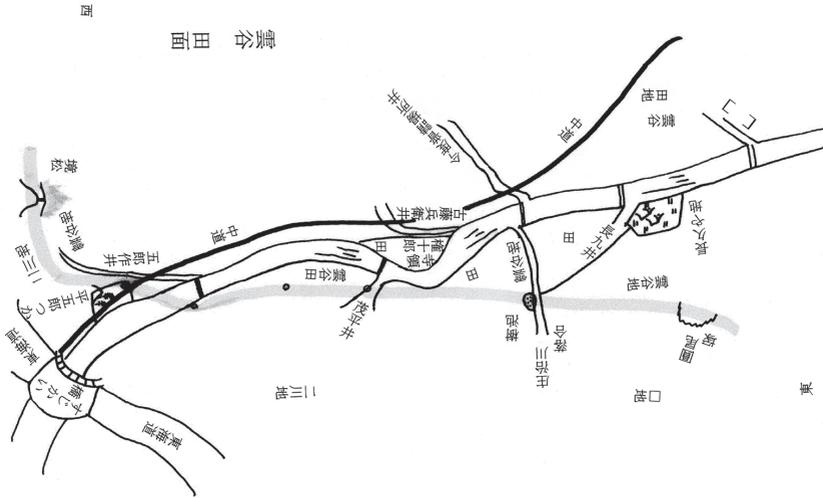
「南葉赤池与梨小野之堤、毘沙門塚、円尾塚、落合、樹池、平五郎塚与梨細路在、猿馬場、大丸尾塚与梨嶺於限也、」
とあり、「赤池」、「毘沙門塚」、「円尾塚」、「落合」、「樹池」、「平五郎塚」、「猿馬場」、「大丸尾塚」の地名が検出される。

「赤池」は、境川を湖西市岡崎から豊橋市中原町に渡る赤池橋として地名が残る。境川を辿ってきた東の四至はこの辺りで南の四至に接続したのであろう。「小野之堤」は手がかりを得られないが、赤池橋の西岸に、豊橋市原町の小字として「塘下」「塘上」などの地名が残る。境川、またはその余流の堤であろうか。

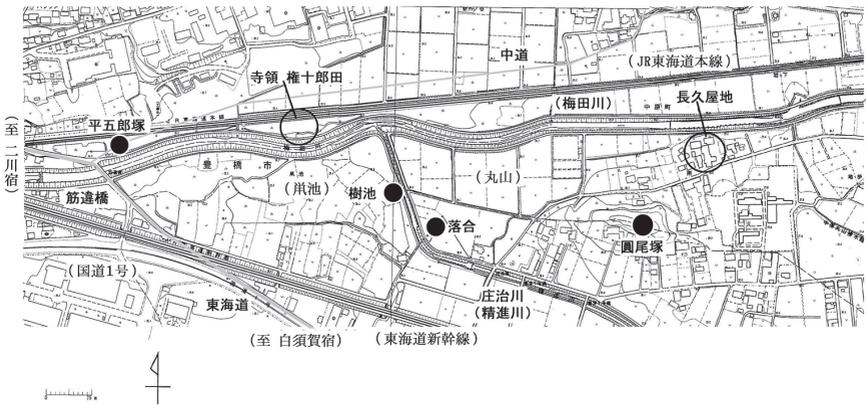
「毘沙門塚」は、現在では失われているが、豊橋市豊清町の小字「比舎古」に比定できる。現在は工場地として造成されているが、かつては塚があったという。前稿に紹介した通り、二川区有文書の延宝七年（一六七九）十月二十五日「渥美郡原村・下細谷村・二川村山論裁許絵図」²⁴で、吉田領（原村）と下細谷村との山境に毘沙門塚があり、それに相当すると考えられる。近世には普門寺との所縁も失われているが、中世普門寺領四至は近世村の境界線として踏襲され、毘沙門塚も境目の印としての機能を持ち続けている。

「円尾塚」、「落合」、「樹池」、「平五郎塚」は、現在では伝承、痕跡ともに失われているが、その所在を示す近世文書が普門寺文書に見いだされた。寛政四年（一七九二）に作成されたとみられる「雲谷村・二川宿井堰相論差図」
（図二）である。

この相論については、二川区有文書、普門寺文書の双方に訴訟文書が残されており、具体的に知ることができる。²⁵
概要を示すと次の通りである。



図二 雲谷村・二川宿井堰相論差図トレース図（普門寺文書）



図三 雲谷村・二川宿井堰相論差図現況図

この地図は、豊橋市長の承認を得て、同市発行の都市計画基本図を使用して作成したものである。
 (承認番号) 26豊都計(測)第13号

寛政四年、雲谷が「立岩田面」（現在の立岩の周辺の水田）の用水として、六太川（梅田川）から北方へ向かって「今度普請場所井」という用水を引き、その水を引き込むために梅田川に井堰を設置した。その結果、この下流の対岸から水を引き込む「茂平井」を利用して二川の田畑への用水が絶たれることとなり、「茂平井」の灌漑地域にあった二川の水田が干上がった。この事態を受け、二川は雲谷に新設井堰の取り壊しを求めて、六月に吉田藩に訴える。

訴えられた雲谷村は同月に反論し、この下流にあった「藤兵衛井」（差図では「古藤兵衛井」を古来より用いていたが、先年の大水で破損し、村方困窮につき修復を延期していたところ、当春は早害が起こり難儀していたため、二十四、五間ほど川上に井堰を普請した。よってこれは新儀の井堰設置ではない、と主張した。

七月、二川が雲谷の主張に再度反論し、「長久井」より川下に雲谷が主張する「藤兵衛井」が存在したという証拠はなく、他の場所にあったのではないか。現に、新しい井堰が設置されてから、茂平井の水掛りの水田には一滴の水も来なくなつた、などと主張した。結果的には、二川の主張が認められて、雲谷は井堰を取り壊すことになる。

差図は、この訴訟の過程で雲谷村が自らの主張を説明するために作成されたものであるが、そこに仁治三年普門寺四至注文にみえる「円尾塚」、「落合」、「樹池」、「平五郎塚」が境目のランドマークとして描かれているのである。これが境相論であれば、鎌倉時代の古文書に引き付けて偽作された可能性も否定できないが、この井堰相論では、先述の相論の経緯からも明らかな通り、境目は争われていない。差図の作成契機が相論であったとはいえ、その主題が井堰の位置にある以上、境界線を偽る必要性は全くない。よって、この境界線に描かれた円尾塚などの記載も信用に足るものだと判断できる。

史料の性格を確認したうえで、差図を現代の地図に重ね合わせると、図三のようになる。六太川（梅田川）、庄治川（精進川）の流路は、現在ではかなり整備されているとはいえ、差図に描かれた流路をとどめている。差図の中央に、東西に引かれた太い灰色の線が当時の雲谷村と二川宿の村境である。この村境は、現在の豊橋市中原町と二川

町、豊清町の大字境としてほぼ踏襲されている。「円尾塚」などは、まさにこの境目上に並ぶように位置している。以下、それぞれについて現地比定を試みる。

「円尾塚」は中原町と豊清町の境界に位置する「丸山」に比定される。丸山は、その中央を東西に大字境が走り、現在も明瞭に残る小山である。差図で描かれないということは考え難い。ただし、丸山は文字通りの自然の山であり、これが塚と認識されていたかどうかが問題となる。また、「長久や地」との位置関係も問題を残す。差図では、「長久や地」よりもやや東に描かれているが、丸山は「長久や地」に比定される旧家の所在地よりも西に位置する。

以上の理由から、「円尾塚」を丸山に直ちに断定するのに躊躇を覚える。「長久や地」からの位置関係では、丸山のすぐ東、現在の社員寮の敷地内にあつたといわれる塚が相当する可能性もある。

「落合」は、前稿では、現存地名および二川区有文書などから、現二川町字四臥町の、落合側と梅田川の合流地点に所在する字「落合」の地に比定した。しかし、この差図によると精進川沿いに所在したことが判明する。差図にも地名の他に描きこまれていないが、現在も特に目印となりそうなランドマークの痕跡は見いだせない。

「樹池」は、差図によれば、精進川が梅田川に合流する手前、現在の二川町と豊清町の境界線に所在する。農地の整備が進んでおり、池らしきものは現存しない。この辺りは、現在中原町小字単池に相当する。「樹池」は正確にはどのように読むのかは不明ではあるが、現在の小字単池は何らかの関連を有する地名のように思われる。

最後に、「平五郎塚」は、差図によると筋違橋から梅田川右岸を上流にやや遡るあたりである。現在も筋違橋の近くに小さな土盛りが残されるが、塚かどうかは不明である。鉄道の線路にも重なり、線路の建設で近代の早い段階に破壊された可能性もある。

以上のように、毘沙門塚から西へ、近世村の境目上を結ぶかたちでの四至を想定することができる。これに続く「猿馬場」「大丸尾塚」については明確な徴証は見いだせない。但し、前稿では「猿馬場」について、『東海道名所図会』その他の編纂物、道中記などによって「境川より東」、遠江国境宿村を候補として挙げたが、位置関係からして

そこには比定し難い。むしろ、「平五郎塚」比定地より、近世二川宿と大脇新田との村境を北西へ進んだ先に位置する、豊橋市大脇町内の通称地名「猿馬場」が有力な比定地となる。²⁶ 大脇新田は貞享年間（一六八四～一六八八）に分村するまで、行政上は雲谷村の一部であり、その範囲は中世雲谷村の村域の一部を成していた。先に検討した円尾塚から平五郎塚に至る四至が近世の村境に踏襲されていたことを想起すれば、この辺りに四至境界線が位置する蓋然性はある。

大脇新田「猿馬場」の北西の浅間山には塚が残されているという。²⁷ この辺りは戦国期以来、雲谷村（大脇新田）と大岩村との間で再三山境が確認されてきたところで、明治四年（一八七二）に確認された山境の先例によれば、浅間山付近の「石塚」や「境塚」が境目のランドマークとされている。これらが「大丸尾塚」に比定できるかもしれない。

⑤西の境目

「西葉 傍尔之尾、曲松、唐沢、剥塚、九橋、鎮衛之松原、小柿之渡流与梨」とあり、「傍尔之尾」、「曲松」、「唐沢」、「剥塚」、「九橋」、「鎮衛之松原」、「小柿之渡流」の地名が検出される。多くは遺称地がなく、関連史料も見いだせない。

このうち、辛うじて「曲松」は豊橋市大岩町の小字として地名が現在に残り、「唐沢」はかつての豊橋市二川町辺り全体の通称であったという。³⁰ いずれも全体として西方に位置するが、これまでに想定された南の四至などとの接続が不明確である。事書から、普門寺領四至に岩崎郷が含まれることは確実であり、判然としないが、北方へ接続していくものとみられる。

⑥北の境目

「北葉霜降岩之北、大沢於限也」とあり、「霜降岩」「大沢」の地名が検出される。いずれも遺称地がなく、判然としない。しかし、普門寺領四至に岩崎郷が含まれることは確実であり、それを踏まえるならば、「大沢」は岩崎郷の北方を西流する渥美郡・八名郡境の境川や、より北方を西流する朝倉川などが候補となる。前者ならば、近世手洗村、岩崎村が含まれて、その北境にあたる。後者ならば、八名郡赤岩村や多米村を一部含みこむこととなり、事書の「余郡余郷混境」が意味を持つこととなる。

船形山北方には、岩崎郷のほか、膝下に手洗村がある。手洗は先に触れた永享四年（一四三二）御前落居記録で、船形寺（普門寺）と疋田氏が争った高足郷三名の一つとして雲谷などとともにみえ、「境内」と認識されていた。近世手洗村に継承される。船形山膝下に位置し、中世普門寺の主要基盤の一つであったはずだが、四至注文には坂本として雲谷郷、岩崎郷が見えるのみで、手洗の名は見えない。山麓北方の岩崎郷に含まれるものとして扱われたか、先に雲谷とともに高足郷の名として把握されていたことを踏まえるならば、雲谷との関係がより密であり、雲谷郷に含まれるものとされていたのかもしれない。

以上の分析により、一部不十分な部分はあるが、中世普門寺領四至について概略は知り得る（図一）。その範囲は雲谷郷、岩崎郷を中心にしており、東の四至は弓張山系南端の尾根筋（鍋山、長櫃之尾）から、南へ梅田川、境川を境とし、梅田川の流路に沿って、一部は遠江国に及んでいた。境川沿いの赤池から接続する南の四至は、近世雲谷村、大脇新田、中原村と原村の一部を含み、それらと下細谷村、二川宿との村境辺りに比定される。西と北の四至は不明確な部分が多いが、二川宿・大岩村の境目辺り（曲松）から、二川宿（唐沢）を北方へ進み、岩崎郷北方に至るものと推測できる。

近世村でいうと、雲谷村、中原村、大脇新田、手洗村、上岩崎村、下岩崎村と、原村、二川宿の一部を含んでい

た。このうち中原村、大脇新田、下岩崎村、二川宿は一六世紀以降の開発であろうが、中世段階から少なくとも雲谷、岩崎、手洗などの複数村落を四至内に含んでいたことは想定できる。仁治三年普門寺四至注文写は鎌倉期初頭の安堵状等を前提としているらしいことを踏まえれば、一二世紀の中世普門寺成立の背景となった地域社会の実態として、これらの複数の中世村落の存在が導き出される。

想定されるこの普門寺領四至領域の最大の特徴は、国境を越える点にある。事書に「余郷余郡或他国仁混境之事」とあるが、実際に東の四至が梅田川に沿って遠江に一部入り込んでいることが確認された。一般に国境を越える領域の設定は想定し難いが、中世普門寺が、権力的に設定されたのではなく、政治権力からの自立を選択した地域社会諸階層により再生されたという成立事情が背景にあるのではないか。連帯する地域社会のまとまりが事実上の普門寺領として追認されていったものとみることができよう。この雲谷村の東境では、近世にいたって、寛永十八年（一六四一）に遠江国岡崎村、新所村と境相論が起き、「国之境」が争われている³¹。この時期以降に村境や国境が確定されていくと思われるが、それまで国境が不明確であったのは、中世成立期以来の歴史的経緯が背景にあったものと推察される。

仁治三年四至注文は、中世成立期の、仏教権威に正統化された地域社会の自立的動向を前提としつつも、その後の推移のなかで、寺領維持のために公武の政治権力の保障が現実的に求められた歴史的段階において作成されたものとみることができる。それ故に、その後の管理段階においても聖性、非公開性と、現実性、公開性の二面性を有して機能し、しかも普門寺と地域との歴史的由緒を物語るものとしてしばしば参照されることになったのである。

おわりに

本稿では、中世の山寺と地域社会との関係性を具体的に捉えることを意図して、三河国普門寺の成立基盤となった

地域社会の領域を、仁治三年四至注文によって復原的に考察した。

仁治三年四至注文写は、一二世紀後半における中世普門寺成立の基盤となった地域社会の領域を前提として、鎌倉期初頭の公武権力との政治的つながりにより獲得された安堵状などを踏まえて作成されたと思われる。中興僧化積や源頼朝所縁の桐岡院の本尊宮殿の壁板に写されて、本尊至近に守護される聖性、秘匿性が期待されたが、そこには世俗的権威をも合わせて寺領の維持を意図する桐岡院の現実的な判断があった。その後も各時期固有の事情を背景に、中世普門寺領たる地域社会の由緒を物語るものとして紙本写が作成され、日常的に参照された。

そこに示される領域は、中世成立期に政治権力からの自立を選択した地域貴顕層により普門寺が再生されたという事情を背景に、複数の中世村落を内実とし、国境を越えるものであった。四至内に含まれる山麓膝下村落である雲谷や岩崎、手洗は、普門寺と密接な関係を有しながら、中世末期に至るまで「境内」「坂本」などとして認識され続けた。一二世紀の地域貴顕層の普門寺再生をめぐる諸動向は、仁治三年四至注文を媒介として、寺院を構造的に組み込んで成立する中世地域社会の特質を刻印づけることとなったのである。

注

- (1) 『佛教藝術』二六五「特集山岳寺院の考古学調査・西日本編」(二〇〇二年)、『同』三一五「同・東日本編」(二〇一一年)、『季刊考古学』一一一「特集山寺の考古学」(二〇一二年)など。
- (2) 山下有美「古代中世の寺院社会と地域」(『歴史評論』六二三号、二〇〇二年)、堀内和明「中世一山寺院の空間構成と地域権力」(『河内金剛寺の中世的世界』和泉書院、二〇一二年、初出は二〇〇九年)など。
- (3) 岩原剛「三河の山岳寺院(愛知県)」(『佛教藝術』三二五、二〇一一年)。
- (4) 上川通夫「中世山林寺院の成立」(『日本中世仏教と東アジア世界』塙書房、二〇一二年)。
- (5) 『中世三河国普門寺領現地調査報告書Ⅰ(豊橋市雲谷町編)』(愛知県立大学中世史研究会編集・発行、二〇一一年)、『同Ⅱ(豊橋市岩崎町編)』(二〇一二年)。

- (6) 拙稿「鎌倉期の普門寺領」(前掲注(5))、『中世三河国普門寺領現地調査報告書Ⅰ(豊橋市雲谷町編)』所収。
- (7) 普門寺文書。『愛知県史』資料編14中世・織豊、補三六号。なお上川通夫「三河国普門寺の中世史料」(『日本中世仏教と東アジア世界』塙書房、二〇一二年、初出は二〇一〇年)を参照。
- (8) 普門寺文書。『愛知県史』資料編9中世2、一四八号。
- (9) 雲谷町戸田智春氏所蔵文書。前掲注(5)、『中世三河国普門寺領現地調査報告書Ⅱ(豊橋市岩崎町編)』七六頁。
- (10) 福田以久生「中世の渥美郡高師郷について」(『愛知大学文学論叢』第七六輯、一九八四年)。
- (11) 『鎌倉遺文』三七卷、二九〇三七号。
- (12) 海老沢衷「新刊紹介 愛知県立大学中世史研究会『中世三河国普門寺領現地調査報告書Ⅰ』」(『鎌倉遺文研究』第二八号、二〇一一年)。
- (13) 『愛知県史』資料編14中世・織豊、寺社縁起五八号。
- (14) 『愛知県史』資料編9中世2、一四〇九号。
- (15) 前掲注(3)、岩原剛「三河の山岳寺院(愛知県)」。
- (16) 『愛知県史』資料編14中世・織豊、補二三〇号。
- (17) 寛政二年(一七九〇)十一月船形三普門寺由来記録書(前掲注5)、『中世三河国普門寺領現地調査報告書Ⅰ(豊橋市雲谷町編)』六一頁。
- (18) 前掲注(14)。
- (19) 『愛知県史』資料編9中世2、二二七五号。
- (20) 前掲注(13)。
- (21) 建武三年(一三三六)二月六日後醍醐天皇綸旨案(結城家文書、『愛知県史』資料編8中世1、一〇〇〇号)、延元元年(一一三六)四月二日結城宗広讓状(結城家文書、『愛知県史』資料編8中世1、一〇二二号)、応安二年(一三六九)六月十九日結城顕朝讓状案(白河證古文書、『愛知県史』資料編9中世2、一七一号)、応永四年(一三九七)十月二十一日結城満朝讓状写(白河證古文書、『愛知県史』資料編9中世2、七一九号)。
- (22) 前掲注(10)、福田以久生「中世の渥美郡高師郷について」。

- (23) 拙稿「まとめ」(前掲注5、『中世三河国普門寺領現地調査報告書Ⅱ(豊橋市岩崎町編)』)。
- (24) 二川区有文書・三三三八号(豊橋市二川宿本陣資料館寄託)、『豊橋市史』第七卷、七四五頁参照。
- (25) 寛政四年(二七九二)六月「三川宿・雲谷村井堰相論一件」(二川区有文書・二四八一号、豊橋市二川宿本陣資料館寄託)、『豊橋市史』第七卷、七二三頁参照)、「二川宿・雲谷村井堰相論一件」(普門寺文書・田口久次郎箱二九号)、「藤兵衛之事」(普門寺文書・田口久次郎箱三九号)。
- (26) 兼子永一『大脇史』(私家版、一九六三年、大脇町自治会所蔵)。
- (27) 大脇町在住戸田和治郎氏の御教示による。
- (28) 愛知県立大学中世史研究会「大脇新田戸田家文書目録・解題」(『愛知県立大学文字文化財研究所紀要』一、二〇一五年)。
- (29) 明治四年(一八七二)三月二日「山境為取替一札之事」(大岩区有文書・八六五号、豊橋市二川宿本陣資料館寄託)。
- (30) 附近の古代・中世の集落遺跡である曲松遺跡からは、一二世紀代の輪花碗が多数まとまって出土しており、普門寺領境界地としての性格との関連性が指摘されている(永井邦仁「愛知県埋蔵文化財センター調査報告書 曲松遺跡」『年報 平成24年度』愛知県埋蔵文化財センター、二〇一三年)。
- (31) 寛永十八年(一六四二)九月「雲谷村と岡崎村・新所村境論口上」(雲谷区有文書、『豊橋市史』第七卷、一九七八年)。

Reconsideration of the Domain of Fumonji-Temple in the Medieval Mikawa Province

Mitsumasa HATTORI

Fumonji-temple (普門寺) is a mountain temple in the *Mikawa* (三河) province. It is regarded as a typical example of the close relations between the local society and temples in the medieval period. Though various research results about *Fumonji-temple* is presented recently, the realities of the local society is hardly made clear. In this monograph, I studied it by analyzing *Fumonji-sīsi-chūmon* (普門寺四至注文), which is written in the third year of *Ninji* (仁治, 1242), and reconsidering the domain of *Fumonji-temple*.

First, I analyzed manuscripts of *Fumonji-sīsi-chūmon* to make clear a background of the descriptions and meaning of the particular method of keeping its manuscript, that it is copied on the wall of *Kuden* (宮殿); miniature shrine for Buddha statue. It is cleared that the *Fumonji-sīsi-chūmon* is described to get guarantee for keeping *Fumonji*'s domain by political power. And the domain followed local society's independent orientation justified by Buddhist authority in 12th century.

Then, I reconstructed the domain of *Fumonji* temple in the *Kamakura* era. Analyzing the *Fumonji-sīsi-chūmon*, we know old place names on borderline of the *Fumonji*'s domain. I presented reconstructions of the *Fumonji*'s domain by researching where the borderline was. In Conclusion, the domain of *fumonji* included a part of the *Tōtōumi* (遠江) province, which means that confirming the domain was influenced local society's independent orientation in 12th century.